

(第6号別紙)

令和6年度 第1回 市川市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

1 日 時 令和6年7月29日(月) 午後3時00分から午後4時30分

2 会 場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠 出席者 森畑 浩幸 市川市立南新浜小学校 校長
(13名) 川野辺 修 市川市立第八中学校 校長
芳賀 竜二 市川市立須和田の丘支援学校 校長
藤森 亜希子 千葉地方法務局市川支局・総務課長
宮田 龍一 千葉県市川警察署生活安全課 課長
(代理出席：浜野 雅輝)
林 輝夫 千葉県行徳警察署生活安全課 課長
(代理出席：荒谷 健士)
富田 勇人 市川市PTA連絡協議会 会長
岡本 尚之 市川市民生委員児童委員協議会 副会長
須賀 裕子 市川市こども家庭相談課 課長
酒井 雅彦 市川市少年センター 所長
関原 一久 市川市教育委員会指導課 課長
榎本 弘美 市川市教育委員会学校地域連携推進課 課長
小林 義行 市川市教育委員会義務教育課 課長

4 事務局 高洲 学 指導課 主幹
大熊 和男 義務教育課学校安全安心対策担当室 室長
志村 一樹 義務教育課学校安全安心対策担当室 副主幹
高井 俊孝 義務教育課学校安全安心対策担当室 主査

5 議 題 (1) 市川市いじめ問題対策連絡協議会について
(2) いじめ問題の状況、各学校の取組について
(3) 本市のいじめ問題への取組について
(4) 各機関・団体より

6 そ の 他

【担当室 大熊室長】

皆様こんにちは。本日はご多忙の中、第1回市川市いじめ問題対策連絡協議会にご参加いただきありがとうございます。

私は事務局の学校安全安心対策担当室長、大熊と申します。よろしくお願ひいたします。資料の確認をいたします。

(資料確認)

いじめ問題対策連絡協議会等条例の第5条に、「会議は委員の中から選ばれたものが進行するものとする」とあります。本日の会議の進行ですが、市川市少年センターの酒井所長にお願いしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、本日の会議の進行を酒井所長にお任せしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【少年センター 酒井委員】

こんにちは。市川市少年センター所長の酒井と申します。本日の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

市川市審議会等の会議の公開に関する指針の考え方にに基づき、市の様々な会議につきましては、原則公開で行われることとなっております。本日の会議は原則公開で進めることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。では、傍聴者の入室を許可します。

【事務局】

本日の傍聴者はおりません。

【少年センター 酒井委員】

それでは、令和6年度 第1回市川市いじめ問題対策連絡協議会を始めます。

委嘱状及び任命状の交付です。辞令につきましては、机上にあらかじめ置かせていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様より自己紹介をお願いいたします。お手元にあります名簿に従いまして、所属とお名前をお願いいたします。

(自己紹介(名簿順))

【少年センター 酒井委員】

続きまして、委員以外の出席者の紹介です。席順で自己紹介をお願いします。

(関係課・所管課より自己紹介)

【少年センター 酒井委員】

それでは本日の議題に入ります。まず初めに「市川市いじめ問題対策連絡協議会について」学校安全安心対策担当室よりお願いします。

【担当室 大熊室長】

令和3年2月の市議会におきまして、いじめ問題対策連絡協議会等条例が制定されました。その条例によりいじめの防止等に関する3つの組織が設置されました。これらは、国のいじめ防止対策推進法に規定されている組織であり、その一つが本日開催しております、いじめ問題対策連絡協議会です。これは、いじめ防止対策推進法では第14条の第1項に規定されております。

この協議会の主な機能は、いじめの防止等に関係する機関・団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議し、各機関及び団体相互の連絡調整を行うこととあります。いじめの問題は、様々な原因や背景がありまして、学校だけで対応できるものではないという認識から、行政、地域、各団体でネットワークを築き、連携を図っていくことが大切であると考えます。

本年度の協議会は本日お集まりいただいております委員で構成され、定例会は年間2回の開催予定です。後程、それぞれのお立場からのお考えや取組状況等をお話しいただきたいと思っております。様々な立場からの情報を共有し、いじめの防止等の対応に生かしていきたいと考えております。

次に、今回の条例で設置されたその他の組織について説明いたします。

2つ目の組織は、市川市いじめ防止対策委員会です。これは学識経験のある方により構成された5人以内の組織で、その機能は教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策、その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議するとともに、いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うことです。この委員会は推進法の第14条の3項に規定されている教育委員会の附属機関です。いじめ問題対策連絡協議会といじめ防止対策委員会の事務所管部署は教育委員会学校教育部です。

3つ目の組織は、いじめ防止対策推進法第30条第2項に規定する、いじめ問題再調査委員会です。こちらの所管部署は総務部総務課で、教育委員会から切り離された組織となります。その機能は、市長が必要と認める場合に、いじめの重大事態に係る教育委員会による調査結果について再調査を行います。学校の設置者又は学校による調査が不十分である可能性がある場合に実施が検討されます。

これら3つの組織は、法によると「設置することができる」とされているものであり、本市では令和2年度までこれに代わるものとして、学校警察連絡協議会や本市で特別に委嘱している学校問題対策委員等への依頼等で対応してまいりました。しかし、数年前に本市で発生した「いじめの重大事態」において長期にわたる対応を強いられたことを受け、しっかりした組織を作るべきとの指摘もあり、令和3年度よりこれらの組織を条例により設置したことで、いじめの問題に適切かつ迅速に対応できる体制が整いました。説明は以上です。

【少年センター 酒井委員】

只今の説明に質問やご意見等ございましたらお願いします。

では次に、「いじめ問題の状況、各学校の取組について」、初めに指導課高洲主幹、よろしくお願いたします。

【指導課 高洲主幹】

では、いじめの状況について説明させていただきます。資料1をご覧ください。この資料1の数値は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」という、令和5年10月5日に取りまとめられた国の調査による、千葉県のデータを載せております。千葉県のデータは令和4年度分までのものが公表されています。市川市においても同様の傾向が見られることを確認しておりますので、参考としてご覧いただければと思います。

いじめの認知件数ですが、令和2年度は減少しているものの、年々増加しております。平成23年度と平成24年度の間に大きな数値の変化があります。これはいじめ防止対策推進法施行に伴い、いじめの定義が変わったことが大きな要因と考えられます。これについては、いじめの定義および認知に関して浸透してきたといえます。軽微ないじめも見逃すことなく学校がいじめと認知して対応しているということで、文部科学省においても肯定的に評価しているところでございます。

次にいじめの解消率です。この解消率につきましては、いじめがどれだけ解消しているかということです。これも28年度に基準が一つ変わりました。表に記しましたとおり、いじめに係る行為が止んでいる状態から少なくとも3か月継続していることと、さらはいじめ行為が止んでいる、3か月经っている、それに加えて被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることが、解消の要件として設定され、いじめの解消について各学校で判断できるようになりました。約79パーセントの解消率が見られますが、先程の解消とみなす3か月の規定を考えますと、3学期以降に発生したいじめにつきましては、この中に入らないということをご承知おきいただきたいと思います。

最後にいじめの態様についてです。これは小学校、中学校、高等学校の数値を載せております。いじめの対応としてあげられるものは、どの学校種においても、冷やかしかからかい、悪口などをいわれるいじめが主に行われていることがわかります。小中学校は続いて、仲間外れ、無視、さらに軽くぶつかる、叩かれる、が上位となりました。最近の傾向として、中学校において高等学校と同様に、携帯電話等における誹謗中傷、いわゆるSNS等の誹謗中傷が増えております。これに関しては、発見することが難しいこともあり、実際には更に件数が多いのではないかと心配されるところです。以上です。

【少年センター 酒井委員】

只今の説明に質問やご意見等ございましたらお願いします。

引き続きまして、学校における取組状況等についてお話しいただきます。お1人3分を目安にお願いいたします。初めに森畑委員からお願いします。

【南新浜小学校 森畑委員】

南新浜小学校の取組についてご説明いたします。本校の「いじめ防止基本方針」については、職員、保護者に周知するとともに、ホームページにも掲載しております。

本校では、児童との日々の授業や学級でのふれ合いが最も児童にとって話しやすい効果的な教育相談になると考え、日常的に学級担任を中心とした教育相談を推進して、いじめの早期発見、早期対応に努めています。

一方、登下校時の昇降口、保健室、事務室、ゆとりぎ相談員のいる「たんぼぼルーム」

などでの会話は、児童の本音を聞く機会にもなると考え、担任だけではなくて全ての教職員が児童に関わり、職員会議での報告や校内フォルダにおける記録、閲覧などにより情報の共有を図っていじめ防止対策に繋げています。

また、毎年6月、11月、2月の3回学校生活アンケートを実施し、回答において気になる児童へ面談を実施しています。いじめを認知した場合は、校内いじめ対策会議を設けて、その対応と経過について確認、協議を行っています。先月行ったアンケート調査では、98件認知し、面談を通して95件については、「今はない」ということを確認できています。残りの3件については継続指導中です。次の11月のアンケート調査まで継続的に見守っていく形で取り組んでいきます。いじめゼロに向けた取組として、学校教育の重点目標に「豊かな心の育成」を掲げて、兄弟学年の交流活動の場を設けたり、特別な教科道徳の充実を図ったりしています。年に1回保護者が道徳の授業を参観できるようにオープンスクールを計画したり、6年生はネットトラブル防止教室を実施したり、5年生は学校支援実践講座交流会を予定したりしています。保護者や地域の方々、関係機関のご理解とお力添えを頂きながら児童の心の育成に取り組み、いじめゼロに繋げていこうとしています。

【第八中学校 川野辺委員】

「いじめ防止基本方針」についてはホームページに公開しています。また、アンケートを年に3回行い、教育相談を全生徒対象に担任が行っています。そこで挙がってきた中で早急に対応が必要なものにはすぐに対応しています。いじめの認知件数については、確実に数字が増えています。なぜかという、いじめが増えているというよりは認識が広まり、先生方の目が定義に沿ってきたり、生徒の認識も同様に足並みが揃ってきたりしていると解釈しています。本校も特にSNSのトラブルが非常に多く、学校だよりでSNSについて書きました。学校だよりだけでなく、学年集会を設けたり、学級担任からも話をしたりしました。他人と気が合わないことがいけないのではなく、わざわざそれを表立って言う必要はないという認識が不足しているように思います。また、SNSの書き込みは誰に見られても当然であるという認識が不足していて、デジタルなものに書き込んでいることで、自分の心のつぶやきだという思い違いをしていることがトラブルの根本にあると感じています。その書き込みが残っていることによって、トラブルが継続することがあります。実際にあったケースとして、小学校の頃からのトラブルが解決していない状態で納得しないまま中学校に入り、同様のことが起こって我慢できないから警察に相談しようとした事案がありました。「中学校では初めて扱った案件だから、学校でしっかり預かり、調査をして対応させてください」と本人、保護者に説明し、任せていただきました。このように一度書いたものが消えない、ずっと継続したまま引きずっているということがあるので、そこが今後の課題だと思います。特に、中学校入学をきっかけにスマートフォンを持たせる家庭が多いので、年度当初に少年センターへ依頼して、1年生を対象にSNSの安全教室を行いました。ただ、スマートフォンを持っていない生徒もいたり、使っている生徒も使い方が異なったりするので、どの程度の話をするか難しいところでもあります。私から職員には、「一度やったからなくなるものではなく、継続して、常にアンテナを高くして発信していかないとなくなる」という話をしています。学校だよりで書いたり、機会を設けて話をしたりしようと考えています。「中学校の授業でネット中傷を考えた」という開成中学・高校で授業を行った方の書籍を読むと、開成中学校の生徒でも同様にSNS

Sのトラブルを抱えていて、生徒に考えさせないと直らないと思うので、注視しているところです。もう1つは、「いじめ劇」というものを全校で行っています。私もこの4月に八中に来たため、そのものは見ていませんが、単発なものではなく継続して取り組んでいると聞いています。実際に、いじめの場面を考えさせるもので、脚本を生徒が書き、客観的に考える場を設けています。11月22日に開催予定で、保護者にも公開します。よろしければご覧になっていただいて、実際にどのような効果があるか一緒に考えていただければありがたいです。私も今年初めて見るので、効果があれば継続したいと思いますし、必要であれば追加で生徒に考えさせる場面をつくっていきたいと思います。

【須和田の丘支援学校 芳賀委員】

本校も「いじめ防止基本方針」をホームページに上げています。本校は知的の特別支援学校で、自分がされて嫌なことを言葉にできない子どもたちが多くいます。児童生徒に対してだけでなく、保護者に対して年に3回アンケート実施を投げかけています。昨年度までは例年数件のいじめの報告が挙がっていて、多くは「嫌なことを言われた」という先程指導課の方からあったような内容です。それらにはすでに対応し、解消されています。生徒指導方針としては、学校経営運営方針にも書いているように、「自分や友達を思いやり、共感し、協力できる子ども」とし、相手のことを思いやり、いじめをなくしていけたらと考えています。本校には小学部、中学部、高等部があり、発達段階に応じて変化していく課題の共通理解を図り、防止していこうと取り組んでいます。また、本校でもLINEなどのSNSのトラブルがあります。話をしても何度もくり返してしまう子もいるので、発達段階によってどのように指導したら理解してくれるかを日々話し合いながら進めています。今後、道德等でも取り組んでいきますが、外部から講師等を招聘し、より児童生徒や職員に浸透させていきます。生徒会でもイエローリボン運動やあいさつ運動等の活動をとおして人との繋がりを大切にして、いじめ防止に努めていきます。

【少年センター 酒井委員】

只今の説明に質問やご意見等ございましたらお願いします。

次に、「本市のいじめ問題への取組」について、高洲主幹お願いいたします。

【指導課 高洲主幹】

では、資料2をご覧ください。市川市の取組としまして、様々な機関がそれぞれの立場で取組をしております。

1つ目ですが、別紙のとおり市川市として基本方針、ガイドラインを策定しています。いじめ問題への対応の総合的なものとして、「市川市いじめ防止基本方針」があります。平成27年3月に制定し、令和3年度に一部改訂いたしました。また、いじめが実際に起きた時の対応マニュアルとして「市川市いじめ対応ガイドライン」が令和2年4月に制定されました。

2つ目として、いじめ防止等に係る組織として、3つの対応組織を本市では設置しております。

3つ目としまして主に教育センター、少年センターに、相談窓口を設置しております。1つ目の相談窓口は、ほっとほっと相談、電話、対面、訪問等による悩み相談を開設して

おります。2つ目の相談窓口は、少年センターによる相談窓口、これも電話、メール、対面等による悩み相談を行っております。

4つ目としましては、「いじめの認知シート」への報告です。3年前より生徒指導主任会において周知を図り、各学校でいじめと認知をした際に、そのシートへの入力により報告するようにいたしました。いじめ発生時の対応において、確実な情報共有と学校からの報告が適切に上がってくる仕組みの充実を図ることとし、各学校での記録や保存、校内での活用を速やかに行うことを目的に作成し、本年度も継続して周知を図っているところです。

その他の取組といたしましては、生徒指導主任会議の開催があげられます。小中特別支援合同開催が年間4回、中学校のみの生徒指導主任会議の開催を更に2回実施しております。これは各学校の生徒指導代表の先生方が集まり、いじめや生徒指導に関する情報交換を行う場です。

また、各学校にて少年センターによる、情報モラル教室やネットに関するトラブル防止出張授業等、児童生徒または保護者、教職員に講習を行っております。さらには、主に中学校対象ですが、指導課、少年センターを中心に生徒指導訪問を行い、訪問の際に各学校の状況を聞きながら、指導、助言を行っております。本市の取組としましては以上です。

資料の裏面を見ていただければと思います。いじめに関して現在、様々な対応を行っていますが、現在いじめ問題に関する課題としてとらえている件を数点あげさせていただきました。まず、いじめの発見です。これは先程データのもとになる問題行動調査からですが、その中にいじめの発見という調査があります。その中で一番いじめが発見されやすいものが、どの学校種もアンケート調査になっております。アンケート調査は大変有効なものであると考えられる反面、児童生徒自らの申し出に関しましては、小学校では13.8パーセント、中学校では23.3パーセントと低く、いじめを受けた児童生徒は自分の口ではなかなか先生に直接相談することができない、そういう状況が考えられます。これに関しましては、教育相談体制の充実や、何でも相談し合える雰囲気を作っていくことが大事ではないかと思われまます。

2つ目はいじめの認知です。いじめ防止対策推進法ができるきっかけとなったものが大津市で起きた痛ましい事件です。学校で行われたと思われる数多くのいじめが学校に認知されることなく、被害の生徒がいじめを放置された状態で行き場を失い、自ら命を絶ったということ、学校が組織として対応しなかったということが背景にあります。そのような中で、いじめの定義について法律ができると同時に改定されました。ところが、学校の中ではまだまだそのような形で認知がされていないのではないかと、学校によっては、いじめの認知件数には差があることも伺えますので、この定義について、各学校に本年度も周知していきたいと思っております。

3つ目は、初期対応です。いじめは初期対応がかなり重要なウェイトを占めており、初期対応を間違えた、うまくできなかったことで、トラブルに発展する例も少なくありません。被害生徒の安全確保、事実確認、保護者へのアプローチ等を速やかに行うことが大事であり、この点に課題を感じております。

4つ目は組織対応です。いじめに関してましては、組織で判断し、組織で対応するというようになっておりますが、教員が一人で抱え込んでしまう、大きくならないからと判断し、担当の先生に任せてしまう、そのようなこともあるのではないかと考えております。

最後に保護者対応です。保護者対応につきましては、担任や学年主任等が事実の確認を

することはもちろん、管理職もきちんと担任等からの報告を聞き、事実を全て確認した上で、保護者に対応していくことが必要であるということを再度周知していきたいと考えております。特に事実が正確に伝えられていない、被害者側には連絡し、加害者側には連絡されていないなど、対応にちぐはぐさが生じて、解決に時間がかかり、学校もそれに対してさらに労力を費やすことになってしまうので、いじめの対応については、基本方針やガイドラインをしっかりと学校に周知していきたいと考えております。以上です。

【少年センター 酒井委員】

只今の説明に質問やご意見等ございましたらお願いします。

それでは、各機関・団体より取組状況、いじめ問題についてのご意見等をいただければと思います。お1人3分を目安にお願いいたします。

【法務局 藤森委員】

法務局は国の人権擁護機関であり、いじめ問題に限らず、一般的な人権問題を取り扱っています。いじめ対策の取組としては、人権擁護委員が中心となって実施している「人権教室」があります。この活動は、主に小学生を対象に総合的な学習の時間等を利用して児童生徒に思いやりの心や生命の尊さを学んでもらうことを目的としています。他には学校におけるいじめをはじめ、体罰や家庭内の虐待などの問題に対する活動として、全国の小学校・中学校の児童生徒に「こどもの人権SOSミニレター」を配付しています。これを通じて教師や保護者にも相談することができない児童生徒の悩み事を的確に把握し、学校及び関係機関と連携を取りながら児童生徒をめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。

【市川警察署 宮田委員（代理：浜野）】

市川警察署では、ちょうど今、保護者と子どもを呼んでいじめの指導を行うことがあります。学校からの連絡があったり、保護者からの相談があったりして、いろいろな場面でいじめを認知することがあります。事実確認を含めて、学校には必ず情報共有や照会をさせていただき対応していますが、日々対応していく中でお願いしたいことが何点かあります。

1点目は、いじめの収束と被害対策は両輪で進めていかなければならないと考えています。児童生徒同士のいじめそのものを対策して収束させていくことも当然ですが、それと併せて被害対策も必要です。特に保護者対応を誤ってしまうと問題が大きくなりやすいと感じています。保護者もいじめられた自分の子どもからの話を中心に聞くので、「こんなひどいことをされている。うちの子は被害者だ」という意識が大きくなります。学校や相手の保護者との対応を進めていく中で、被害者側の怒りの気持ちが募ったまま警察に相談に来て、「事件として扱ってほしい」と言ってくるケースが多くあります。学校側から被害者側の保護者には個人情報等の観点から話をしづらい部分、言えない部分、説明のしづらい部分があると思いますが、被害者の目線に立った説明をして保護者の不安を取り除く対応をしていただければと思います。

もう1点は、組織での対応をお願いしたいと思います。同じような話になりますが、保護者が学校に対して良い感情を持ってなくなるケースが多いように感じます。それは「説明

不足であること」「組織で情報共有がなされず先生が1人で抱え込んでしまい、保護者とのやり取りや説明がうまくいかなかったこと」等、被害者側の保護者に納得してもらえないというケースが多いと感じています。いじめ問題というのは、必ず組織で対応しなければいけないものであることをご理解いただいて、「学校の中で管理職に報告すること」「教育委員会とも共有し、組織として対応すること」を徹底してほしいです。教育委員会からも学校に対して的確なアドバイスや指導をしてもらえるとありがたいです。

事件化を図るべきものに関しては、警察としても積極的に対応していきたいと考えていますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

【行徳警察署 林委員（代理：荒谷）】

前回の会議以降で行徳警察署におきましては、いじめに関する事案の取扱いについてはございませんでした。警察としては、いじめに関する相談等を受けた場合は、相談者の方、当事者の方、関係者の方から詳しく話を伺いながら適切に対応していこうと考えています。学校で認知したもので警察の対応が必要な場合があるかもしれませんが、その際に警察からお願いがあります。子どもたちの記憶は聞かれるたびに変わっていく場合がありますので、もし暴力行為等々がある場合は、行為を目撃した生徒若しくは先生がいてくださると警察としても動きやすくなるので、協力をお願いできればと思います。

【PTA 富田委員】

PTAとしましては、「学校支援実践講座」の募集やいじめの「三行詩」やポスターの啓発活動を行っております。また、先程市川警察さんからもありましたように、学校に直接クレームを入れる保護者が結構多いので、なるべく私たちが間に入って話を聞き、第三者の立場で意見を述べています。先生方が困る場合があるので、両方の意見を聞きながら間に入っています。あとは子ども同士のちょっとした悪ふざけがいじめにつながることもあるので、気をつけるように保護者の方に伝えています。

【民生児童委員 岡本委員】

私たち民生委員には児童委員という立場もあり、その他にも協議会の中に主任児童委員がいて、学校との連絡を主に行っています。なるべく多くの情報を見て、子ども家庭相談課とも連携してやっていきたいと思ひます。

【こども家庭相談課 須賀委員】

4月から「こども家庭センター」という機能を持ち、こども家庭庁の努力義務ということで、各自治体に「こども家庭センター」を作りました。主に対象は妊婦さん、出産・子育ての家庭の支援が主になり、児童虐待の早期発見・防止を掲げていて、直接いじめ問題の窓口になることはないかもしれませんが、もし相談があったときは、教育委員会へ迅速に連絡する体制をとっています。いじめの対策について話すことは難しいところですが、いじめと児童虐待が関係ないわけではないので、教育委員会へいじめ問題だけではなく、児童虐待に関する情報やヤングケアラーも取りざたされているので、教育委員会内だけでとどまることなく、早めに心配な案件をこども家庭相談課へご連絡いただければ早期の対応

ができるかと思えます。この場を借りてお願いしたいと思致します。

【少年センター 酒井委員】

少年センターは3つのこととお話いたします。

1つ目は、「インターネット・SNSトラブル防止事業」です。これは市内の各学校から依頼があった場合、少年センター職員を派遣して授業を行っています。小学校3年生から中学校3年生まで幅広く授業を進めています。

2つ目として、市内の小中学校、高等学校、私立の小中学校へも配布しているテレホンカードサイズの「チーバくん」の絵が入ったカードがあります。その裏には少年センターの電話番号やメールアドレスが載っていて、子どもたちがすぐに相談できるようになっています。

3つ目は、千葉県でネットパトロールが行われています。その情報は少年センターへ降りてきて、大きな問題になりそうなSNSの問題があれば、各学校へお知らせしているところです。今のところ大きな事案は市川市では挙がってきていません。

以上3点をいじめ防止という観点で行っています。少年センターからは以上です。

【指導課 関原委員】

いじめに関わることは、先程高洲から説明があったとおりです。くり返しになりますが、指導課としては初期対応の重要性を改めて学校へ理解してほしいと思致します。それから先程から話題に出ているとおり組織で対応していくことの重要性が高いと感じています。今年度も大小様々な事案がありますが、管理職がしっかり事実確認した上で対応を行っていくこと、それを学校全体で共有して学校体制で関わっていくことにおいて、やや鈍いと感じる部分があるかと思っています。指導課としても何か事案がありましたら、その都度関わりながら一緒に対応させていただくというスタンスで今後もやっていきたいと考えています。

【学校地域連携推進課 榎本委員】

当課の「学校支援実践講座」につきまして、先ほど富田会長から、また校長先生からお話があったように、学校実践講座と交流会のお話をさせていただきます。これは学校を含めた地域全体でいじめを未然に防止することを目的としている事業です。集団での生活体験や社会体験が乏しくなっている子どもたちに対して積極的に他者と関わる機会の1つとしてこのような会が始まりました。架空事例として、ちょっとしたからかいや、もしかしたらいじめにつながるかもしれないというものを挙げています。こちらの事例の内容は、各学年に応じて様々なパターンがあります。こちらの事例に対して、交流会に参加していただいた地域の支援者に進行役として各班へ1名ずつ入っていただき、じっくりと子どもたちの意見や考え方、気持ちなどを吸い上げていただきます。交流会までの流れとして、実際に道德の時間に地域の方が入っていただくまでに実践講座を2回設けています。第1回は各公民館などで受講してもらい、その後、7月の中旬に第2回の講座を開催します。こちらに参加していただき、第3回目として、小中学校の立候補していただいた学校のクラスの道德の時間に入ります。(資料の1ページに)「参加者の声」として、「年齢が上の人と交流し、話を聞いたり、聞いてもらったりする中で視野

が広がった」「たくさん話を聞いてくれたのでうれしかった」といった子どもたちの声を聞いています。一方で、地域の支援者の方々から「子どもたちとの交流は新たな発見や学びが多く、あっという間に時間が過ぎた」という声もあり、双方にとって大変メリットのある実践講座交流会です。続きまして、「教育いちかわ」に載せていただいた記事を添付しました。こちらには、実際に南行徳中で行った交流会の様子を取り上げています。こちらにも生徒及び地域支援者からの感想がたくさん掲載されていますので、後ほど目を通していただくと幸いです。当課では、このように本事業を通じていじめの未然防止を目的とした活動を毎年進めています。おかげさまで令和5年度は受講者が157人に上り、地域の方々の協力を得ました。また、交流会を32校137学級で実施し、過去最高の成果を上げています。毎年行っている講座なので、興味があったり、周りに関心がある方がいたりしましたら、当課までご連絡を下さい。よろしく願いいたします。

【少年センター 酒井委員】

ありがとうございました。その他、何かございますか。

(第八中学校 川野辺委員 挙手)

【第八中学校 川野辺委員】

今、学校地域連携推進課からお話があった実践講座を私が第七中学校で教頭をやっているときに依頼しました。生徒の感想を読んだとき、日頃から道徳の授業等で同様のことを話してはいますが、「地域の人と同じ認識だ」という感想を書いている生徒がたくさんいました。学校は閉鎖的な印象があり、いじめは学校の中だけであってはいけないと思われがちだが、地域のコミュニティでも家庭でも会社でもあってはいけないという認識を生徒たちが持ってくれたと感じ、新鮮でした。第八中学校の話をする、先ほど紹介した「いじめ劇」は取組としては良いと思いますが、見方を変えると職員の多忙化につながっていると感じています。これをやることによって業務が増えている印象があります。そこで、「いじめはいけない」のは教員だけの認識ではなく、教員以外とも共有するために、地域の方々に協力いただくのがよいと思います。10個のことを1人の教員が言うことと1個のことを10人の方々に言ってもらうことは効果が同じだと考えられるので、広く活用させていただきながら生徒たちに良い影響を与えたいと思います。併せて職員の働き方改革にもつながられるので、よろしく願いいたします。

(室長、挙手をして発言)

【担当室 大熊室長】

本日話し合われた内容は、附属機関のいじめ防止対策委員会の委員に報告いたします。また、小中学校の生徒指導部会等で情報提供し、学校におけるいじめ防止の取組に生かしてまいります。

あわせて、事務局から連絡があります。本日の会議録を作成後、委員の皆様へ送付いたしますので、内容の確認をお願いいたします。いただいた訂正部分を変更し、非公開部分以外は市川市のホームページで公開いたします。

第2回の会議は12月頃を予定しております。詳細が決まりましたら、開催通知でお知らせいたします。

【少年センター 酒井委員】

以上で第1回市川市いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

令和6年7月29日

市川市いじめ問題対策連絡協議会